



福岡医発第946号(地)
平成22年 7月29日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正
及び水俣病被害者手帳の交付について

環境省においては、「水俣病総合対策費補助金交付要綱」等に基づき、水俣病発生地域において、過去に通常レベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費等の支給がなされております。

このことに関連して、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下、特措法)とする。)が制定され、平成22年4月16日の閣議決定により、特措法第5条及び第6条の規定に基づき、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者等これに準ずるものについても救済の対象とされております。

これに伴い、医療機関に提示される水俣病に関連する手帳が、従来の「医療手帳」、「保健手帳」に、「水俣病被害者手帳(療養手当あり)」と「水俣病被害者手帳(療養手当なし)」が追加され、別紙1(H22.7.1 環境省総合環境政策局環境保険部長通知)のとおり公費負担者番号が設定された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡いたします。

また、本件に関連して、熊本県環境生活部水俣病保健課より、水俣病被害者手帳の交付を本年7月末から順次開始する旨、また、下記の留意事項等についての周知依頼が別紙2のとおり参りましたので併せてご連絡いたします。

つきましては、本件にご了解いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 交付対象者

- (1) 法律に基づき一時金等給付申請を行い、救済措置対象者(療養手当有り)又は療養費対象者(療養手当無し)として決定された者
- (2) 現在保健手帳所持者であって、水俣病被害者手帳への切替えを希望した者

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

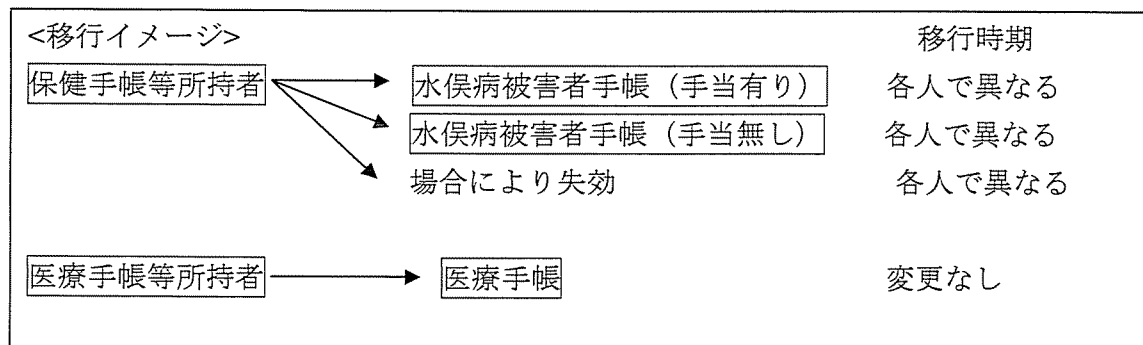
2 効力開始日

手帳に記載する効力開始日（交付した翌月の１日）より

3 留意事項

- (1) 患者が水俣病被害者手帳（白色）を持参した場合は、本手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により請求して下さい。
- (2) 水俣病被害者手帳（白色）を持参された方が所持していた保健手帳（青色）又は水俣病認定申請者医療手帳（黄色）は、失効しています。
受給者番号等が異なりますので、失効した保健手帳等の受給者番号等では請求しないようご注意下さい。
- (3) 現在、保健手帳を所持している方については、今後順次水俣病被害者手帳を交付する予定とされておりますが、当分の間は、保健手帳（青色）をそのまま持参されている方もおられるので、窓口等では手帳の種類をご確認の上、公費負担者番号や受給者番号の記載に誤りがないようご注意下さい。
なお、医療手帳（オレンジ）については、変更はあっておりませんので、通常通り請求できます。

（参考１）



（参考２）

手帳種類（色）	公費負担者番号（８桁）		受給者番号（７桁）
水俣病被害者手帳（白） （療養手当無し）	医療	5 1 4 3 3 0 2 7	9 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	介護	8 8 4 3 3 0 2 4	
水俣病被害者手帳（白） （療養手当有り）	医療	5 1 4 3 3 0 1 9	8 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	介護	8 8 4 3 3 0 1 6	
保健手帳（青）	医療	5 1 4 3 3 0 2 7	7 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	介護	8 8 4 3 3 0 2 4	
医療手帳（オレンジ）	医療	5 1 4 3 3 0 1 9	6 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	介護	8 8 4 3 3 0 1 6	
水俣病認定申請者（黄） 医療手帳	医療	5 1 4 3 3 0 3 5	2 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	介護	8 8 4 3 3 0 3 2	

4 お問合せ先

熊本県環境生活部

水俣病保健課 審査給付班

TEL：096－333－2284（直通）

FAX：096－382－3296

日医発第号 398 (保 77)
平成 22 年 7 月 21 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正について

環境省においては、「水俣病総合対策費補助金交付要綱」等に基づき、水俣病発生地域において、過去に通常レベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費等を支給してきました。

平成 21 年 7 月、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定され、平成 22 年 4 月 16 日の閣議決定により、特措法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者等これに準ずるものを救済の対象とすることとなりました。

これに伴い、医療機関に提示される水俣病に関連する手帳が、従来の「医療手帳」、「保健手帳」に、「水俣病被害者手帳（療養手当あり）」と「水俣病被害者手帳（療養手当なし）」が追加となり、添付資料（H22.7.1 環境省総合環境政策局環境保険部長通知）のとおり、公費負担者番号が設定されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正に伴う医療に関する費用の請求事務について

（平 22.7.1 環保企発第 100701008 号 環境省総合環境政策局環境保険部長）

[参考]

- ・水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について
（平 22.4.30 環保企発第 100430003 号 環境事務次官）
- ・「水俣病総合対策実施要領」の一部改正について
（平 22.4.30 環保企発第 100430004 号 環境省総合環境政策局環境保険部長）

事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 1 日

日本医師会長
原中 勝征 殿

環境省総合環境政策局環境保健部
企画課特殊疾病対策室長
椎葉 茂樹

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正について

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成 4 年 4 月 30 日付け環保業第 227 号環境事務次官通知）の一部改正（平成 22 年 4 月 30 日環保企発第 100430003 号環境事務次官通知）に伴い、水俣病被害者手帳による療養費に係る公費負担者番号について、別添のとおり関係県知事・市長に通知したところです。

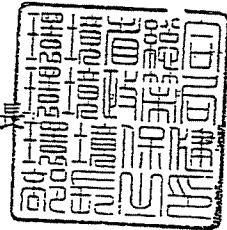
つきましては、貴職におかれても、御丁知の上、今後の円滑な事務運営に遺憾なきようお願いいたします。



環保企発第 100701008 号
平成 22 年 7 月 1 日

熊 本 県 知 事 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正に伴う
医療に関する費用の請求事務について

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成4年4月30日付け環保業第227号環境事務次官通知）の一部改正（平成22年4月30日環保企発第100430003号環境事務次官通知）に伴い、水俣病被害者手帳による療養費に係る公費負担者番号が以下のとおりとなりますのでお知らせします。

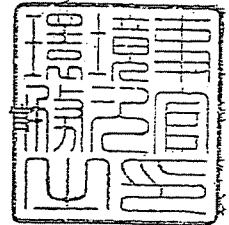
			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療	51433019	51463016	51153013	
		介護	88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療	51433019	51463016	51153013	
		介護	88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療	51433027	51463024	51153021	
		介護	88433024	88463021	88153028	
	保健手帳	医療	51433027	51463024	51153021	
		介護	88433024	88463021	88153028	
申請者医療事業		医療	51433035	51463032	51153039	51153047
		介護	88433032	88463039	88153036	88153044
メチル水銀健康影響調査 研究事業		医療	51433043			
		介護	88433040			

関係機関と十分連絡調整を図り、円滑に事業を実施されますようお願いいたします。

環境企発第 100430003 号
平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 殿

環境事務次



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について

水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成 4 年 4 月 30 日付け環保業第 227 号環境事務次官通知）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 5 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ただし、平成 22 年 5 月 1 日において改正前の要綱に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、救済措置対象者若しくは療養費対象者としないう旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

記

1. 第 2 条中「、健康診査等を実施するとともに」の次に「、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「特措法」という。）等に基づき」を加える。
2. 第 3 条第 2 項を次のように改める。

二 医療事業

①医療手帳対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給する事業

②救済措置対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第5条の過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳対象者を除く。）と認められる者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当等を支給する事業

③療養費対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第6条の水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる者（医療手帳対象者又は救済措置対象者を除く。）に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費等を支給する事業

3. 別表1「申請者医療事業実施基準」第4条第3項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）」に、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第74号）」に改める。
4. 別表5を別添のとおり改める。
5. 様式及び別紙を別添のとおり改める。

環 保 業 第 2 2 7 号
平 成 4 年 4 月 3 0 日
環 保 企 第 1 5 9 号
一部改正平成6年9月30日
環 保 企 第 1 3 号
一部改正平成8年1月12日
環 保 企 第 3 7 0 号
一部改正平成9年7月4日
環 保 企 第 2 9 号
一部改正平成11年2月8日
環 保 企 第 8 0 号
一部改正平成11年3月25日
環 保 企 第 3 1 5 号
一部改正平成13年3月26日
環 保 企 第 3 2 7 号
一部改正平成13年3月30日
環 保 企 第 2 8 8 号
一部改正平成15年3月26日
環保企発第050331002号
一部改正平成17年3月31日
環保企発第050524004号
一部改正平成17年5月24日
環保企発第050725001号
一部改正平成17年7月25日
環保企発第050929003号
一部改正平成17年9月29日
環保企発第060201002号
一部改正平成18年2月2日
環保企発第060323003号
一部改正平成18年3月23日
環保企発第060925001号
一部改正平成18年9月25日
環保企発第070326011号
一部改正平成19年3月26日
環保企発第080328007号
一部改正平成20年3月28日
環保企発第080701006号
一部改正平成20年7月1日
環保企発第090327011号
一部改正平成21年3月27日
環保企発第100430003号
一部改正平成22年4月30日

水俣病総合対策費補助金交付要綱

(通則)

第1条 水俣病総合対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）等に基づき、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費等を支給することにより、当該地域における健康上の問題の軽減・解消を図ること、公害に係る疾病等について医療の研究を行うこと及び検診に係る検診機器設備を整備することにより、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）及び旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「旧救済法」という。）の規定に基づく水俣病の認定事務を円滑に行うこと並びに水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組及び地域の再生・融和を図る取組を行うことにより、水俣病発生地域の地域づくり対策を推進すること等を目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

一 健康管理事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病発生地域において、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に健康診査等の健康管理を行う事業

二 医療事業

①医療手帳対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給する事業

②救済措置対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第5条の過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳対象者を除く。）と認められる者に対して、療養費、はり・きゅう施術・

温泉療養費及び療養手当等を支給する事業

③療養費対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第6条の水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる者（医療手帳対象者又は救済措置対象者を除く。）に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費等を支給する事業

三 申請者医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が旧救済法及び補償法による水俣病認定申請者を対象に次に掲げる研究治療費等を支給する事業（以下「申請者医療事業」という。）

（一）別表1の申請者医療事業実施基準に定める研究治療費

（二）研究治療手当、離島手当、精密検診手当、研究治療介護手当、はり、きゅう、マッサージ施術費

四 公害医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が公害に係る疾病の医学上の研究（以下「公害医療事業」という。）を実施する事業

五 水俣病検診機器整備事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病の認定に係る処分を行うために実施する認定申請者に対する検診及び水俣病の認定業務の促進を図る調査研究等のための検診に必要な機器を整備する事業

六 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業

新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他環境大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める者が実施する次に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業

（一）胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業

（二）高齢者等の在宅支援事業

（三）地域コミュニティ推進事業

地域の公民館等を活用して、当該施設を改修し、又は当該施設において必要な備品を設置する等により、水俣病被害者等を地域住民が支える活動や被害者等と地域住民の交流を推進する拠点を整備する事業

（四）福祉対策推進事業

水俣病相談窓口の設置、福祉関係事業者間のネットワークづくり及び水俣病患者等の福祉に関するセミナー等を行う事業

七 水俣病発生地域再生・融和推進事業

新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する次に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業

（一）慰霊・もやい直し推進事業

水俣病の犠牲者を慰霊し又は地域のもやい直しを図る事業

（二）地域間交流等推進事業

水俣病発生地域間の被害者の交流等を促進し、水俣病問題を普及啓発するための活動及び課題について情報交換を行うこと等により、次世代への水俣病問題の

正確な伝承を支援する事業

(三) 環境学習等推進事業

地域住民及び来訪者に対する環境教育及び水俣病問題の伝承等に取り組む人材の育成等を行う事業

(四) 次世代育成支援事業

水俣病発生地域の子どもたちに対して水俣病の実情、水俣病の経験を踏まえた環境保全活動への取組及び地域の再生・融和につながるもやい直しの活動等についての学習を行い、国内外に向けて水俣病の経験と教訓を語り継ぎ発信していく担い手として活動するための人材の育成を行う事業

(五) フィールドミュージアム事業

水俣病関連施設等の地域環境資源を活用して地域全体を環境フィールドミュージアム化することにより地域の再生・振興を図る事業

- 2 前項第1号及び第2号の事業の実施に関して必要な細目は、環境省総合環境政策局環境保健部長が別に定める実施要領によるものとする。
- 3 第1項第3号の事業の実施に関して必要な細目は別表1の申請者医療事業実施基準によるものとする。
- 4 第1項第6号(一)の事業の実施に関して必要な細目は別表2の胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業実施基準によるものとする。
- 5 第1項第6号(二)の事業の実施に関して必要な細目は別表3の高齢者等の在宅支援事業実施基準によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費について、別表4の水俣病総合対策費補助金算定基準(以下「算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、第10条第3号の規定による補助事業の変更があった場合には、当該申請に基づき大臣が承認した額とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を当該年度2月10日までに大臣に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 大臣は、第5条又は第6条に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があったときは審査のうえ交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容又は次条によりこれに付された条件に不服がある場合において、法第9条第1項の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知において大臣が定める期日までに、その理由を付した書面をもって、大臣に申し出なければならない。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業者は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届出なければならない。
- 二 地方公共団体が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争又は随意契約を行うことができる。
- 三 別表5に掲げる区分ごとに事業に要する経費の配分又は同区分別に補助事業者が自ら実施する事業に要する経費と補助事業者が補助金を財源として交付する給付金(以下「間接補助金」という。)の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費との間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合においては、様式3による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、様式3による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 五 補助事業を中止又は廃止する場合には、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、様式5により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 七 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 八 補助事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円を越える機械及び器具については、施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまでは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)、以下「承認基準」という。)に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 九 大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

十 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

十一 補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式7による補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

十二 特許権若しくは実用新案権を得ることによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合又は第12条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を国に納付させることがある。

十三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、様式8により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、大臣に報告があった場合には、当該消費税等相当額を国に納付させるものとする。

十四 新潟県、熊本県及び鹿児島県は、間接補助金を間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する場合には、第1号から第6号まで及び第8号から第13号までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、第1号、第3号から第6号まで、第9号及び第13号中「大臣」とあるのは「県知事」と、第8号中「大臣に提出し」とあるのは「県知事に提出し」と、第9号、第12号及び第13号中「国」とあるのは「県」と読み替えるものとする。

十五 前号により付した条件に基づき県知事が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十六 新潟県、熊本県及び鹿児島県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

十七 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国に納付させることがある。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、翌年度6月末日（前条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日から起算して1ヶ月以内）までに、様式6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

ただし、補助事業者が新潟市を除く市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者である場合は、事業が完了した日（前条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には実績報告書等の書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第4号に基づく承認をした場合は、この承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、実績報告書の受理後、原則として20日以内に補助金額を確定し、通知するものとする。

2 大臣は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、大臣が定める日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 大臣は、第10条第5号の申請があった場合又は次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、法、施行令、本要綱その他の法令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までに係る前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（提出書類の経由）

第14条 補助事業者が市町村（指定都市を除く。）、民法法人その他大臣が適当と認める者である場合は、第5条、第6条及び第9条から第11条までの規定により大臣に提出する

書類は、事業を実施する地の属する県を経由するものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法、手続
によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによる
ものとする。

(別 表 1)

申請者医療事業実施基準

(目 的)

第1条 この実施基準は、水俣病認定申請者の治療に要した経費の一部を支給することにより、水俣病認定申請者の病状の変化を把握することを目的とする。

(対象者)

第2条 申請者医療事業の対象者（以下本表において「対象者」という。）は、水俣病認定申請者のうち補助事業者が次のいずれかに該当していると認めた者とする。ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）又は水俣病総合対策実施要領（平成8年1月12日環保企第14号環境保健部長通知）第17項に定める保健手帳の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

- 一 要観察者等（認定審査の結果保留となっている者）
- 二 認定申請後1年（旧救済法第9条第1項に定める状態にある者については6月）以上を経過し、かつ、指定地域等に5年以上居住していた者（前号に該当する者を除く。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究治療費を支給しない。

- 一 対象者が前条各号に規定する要件に該当しないことが判明した場合
- 二 研究治療費の不正受給があった場合
- 三 その他補助事業者が大臣の同意を得て、適当と認める場合

(研究治療費の支給)

第4条 申請者医療事業の実施は、原則として、対象者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下本条において同じ。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）において当該申請者医療事業に係る疾病に関連して医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養を受けたときに、その者に対し、当該療養に要した費用

の額を限度として研究治療費を支給することにより行うものとする。ただし、法令により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

2 医療機関等が対象者に代わって、その者に支給されるべき研究治療費を補助事業者に対し請求してきた場合には、当該補助事業者は前項の規定にかかわらず、当該医療機関等に対し当該研究治療費を支給することができる。

3 第1項の研究治療費の額は、「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第74号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。

（在外の対象者に対する研究治療費の支給）

第5条 補助事業者は、対象者（日本国内に居住地及び現在地を有しない者であつて、居住国の医療機関において療養を受けたとき（医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。）に支払った費用について、支給を希望する者のうち、補助事業者が研究治療費を支給することが適当であるとあらかじめ認めた者に限る。）が当該申請者医療事業に係る疾病に関連して療養を受けたときに、その者に対し、次に掲げる額を限度として、研究治療費（当該療養に要した費用のうち自己負担した額に限る。）を支給する。

ア 健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養に限る。）又は第3号の指定介護療養施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき

1月につき5万円

イ 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス（アに掲げる療養又はサービスを除く。）を受けたとき

1年につき7万5千円

2 前項に掲げる研究治療費は、月を単位に取りまとめて、支給するものとする。

（その他）

第6条 その他申請者医療事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

(別 表 2)

胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業実施基準

(目 的)

第1条 この実施基準は、胎児性水俣病患者等の地域生活を支援することにより、日常生活に対する不安を取り除き、安心して生活出来る環境を整備することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する次の各号に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業とする。

一 地域生活を支援する事業（二の事業を除く。）

イ 胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する事業

ロ 胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する事業を実施するために必要な機能等を整備する事業（イの事業実施者（事業の委任を受けた者を含む。）が行う事業に限る。）

二 地域生活を支援する施設に係る機能整備・運営事業

胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する施設において必要な機能等を整備し、当該施設を運営する事業

(対象者)

第3条 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の対象者（以下本表において「対象者」という。）は、原則として公健法第4条第2項の認定を受けた者のうち、胎児性（小児性）水俣病患者とする。

(適用除外)

第4条 前二条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業において支援を受けることができない。

一 対象者又は補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが判明した場合

二 その他大臣が適当と認める場合

(事業の実施基準)

第5条 第2条各号で掲げる対象事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

一 第2条第2号で定める事業は、当該地域における福祉計画等の地域の福祉施策との整合を図るものとする。

二 第2条第2号で定める事業にあつては、土地の取得又は整地、既存建物の買収、職員の

宿舎に要する費用及び外構の整備（バリアフリー化等を除く。）は対象事業に含まないものとする。

三 第2条各号で定める事業は、第3条に掲げる要件を満たす者であっても、他の制度における同種のサービスを利用できる者は対象としないものとする。

（その他）

第6条 その他胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

高齢者等の在宅支援事業実施基準

(目 的)

第1条 この実施基準は、水俣病発生地域における高齢の水俣病患者等の在宅支援を行うことにより、日常生活に対する不安を取り除き、安心して生活出来る環境を整備することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 水俣病発生地域における高齢者等の在宅支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民団法人その他大臣が適当と認める者が実施する次の各号に掲げる事業並びに市町村、民団法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業とする。

- 一 水俣病発生地域における高齢者等の地域生活を支援する事業
- 二 水俣病発生地域における高齢者等の地域生活を支援する事業を実施するために必要な機能等を整備する事業（一の事業実施者（事業の委任を受けた者を含む。）が行う事業に限る。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、水俣病発生地域における高齢者等の在宅支援事業において支援を受けることができない。

- 一 対象者又は補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが判明した場合
- 二 その他大臣が適当と認める場合

(事業の実施基準)

第4条 第2条各号で掲げる対象事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 第2条各号で定める事業は、当該地域の福祉施策との整合を図るものとする。
- 二 第2条各号で定める事業にあつては、土地の取得又は整地、既存建物の買収、職員の宿舍に要する費用及び外構の整備（バリアフリー化等を除く。）は対象事業に含まないものとする。
- 三 第2条各号で定める事業は、他の制度における同種のサービスを利用できる者は対象としないものとする。

(その他)

第5条 その他高齢者等の在宅支援事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

水俣病総合対策費補助金算定基準

水俣病総合対策費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- 1 要綱第3条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる事業並びに第6号に掲げる事業のうち、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する事業
 - 一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 一により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 要綱第3条第1項第2号に掲げる事業
 - 一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 一により選定された額と第2欄の1及び3を合わせた経費並びに2及び4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 要綱第3条第1項第6号に掲げる事業のうち、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する事業に対し、新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業
 - 一 間接補助事業者別に、別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 間接補助事業者別に、一により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて算出した額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選出する。ただし、選出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

4 要綱第3条第1項第7号に掲げる事業のうち、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する事業

一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

二 一により選定された額と第2欄の1の経費及び2から4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 要綱第3条第1項第7号に掲げる事業のうち、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する事業に対し、新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業

一 間接補助事業者別に、別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

二 間接補助事業者別に、一により選定された額と第2欄の1の経費及び2から4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて算出した額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選出する。ただし、選出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 1から5までにより算出又は選出された額の合計額を交付額とする。

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康事業	1. 健康診査事業費	(1) 健康診査通知等事務費 環境大巨と協議して承認を得た額	健康診査事業を行うために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	2分の1
		(2) 健康診査記録集計費 次により算定した額の合計額 ア. 問診票 環境大巨と協議して承認を得た額 イ. 検診結果登録、集計 環境大巨と協議して承認を得た額		
		(3) 健康診査費 次により算定した額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えた額 ア. 問診等 2,700円×実施人数 イ. 尿検査(糖、蛋白、潜血) 260円×実施人数 ウ. 採血料 110円×実施人数 エ. GOT 170円×実施人数 オ. GPT 170円×実施人数 カ. γ GTP 110円×実施人数 キ. HDLコレステロール 170円×実施人数 ク. LDLコレステロール 180円×実施人数 ケ. 中性脂肪 110円×実施人数 コ. 血糖 110円×実施人数 サ. ZTT 110円×実施人数 シ. ChE 110円×実施人数 ス. T-Bil 110円×実施人数 セ. ALP 110円×実施人数 ソ. 総蛋白 110円×実施人数 タ. BUN 110円×実施人数 チ. 尿酸 110円×実施人数	以下の項目に要する検診料 (必須実施項目) 問診等、尿検査(糖、蛋白)、GOT、GPT、 γ GTP、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪及び血糖又はヘモグロビンA1c (選択実施項目) 尿検査(潜血)、末梢血液一般(RBC、Hb、Hct)、ヘモグロビンA1c、12誘導心電図、眼底、ZTT、ChE、T-Bil、ALP、総蛋白、BUN、尿酸、CPK、LDH、A/G比、過酸化脂質、血清アルブミン、血清クレアチニン、 β 2マイクログロブリン、LP(a)、アポ蛋白、HBs抗原、HCV抗体 (ただし、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を行う場合は、その結果を活用する。また、生化学的検査(I)検査判断料及び血液学的検査判断料は、該当する検査項目を行った場合のみ算定できる。)	
健康		ツ. CPK 110円×実施人数 テ. LDH 110円×実施人数 ト. A/G比 110円×実施人数		

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
医療 管 理 事 業		ナ. 過酸化脂質 180円×実施人数 ニ. 血清アルブミン 110円×実施人数 ヌ. 血清クレアチニン 110円×実施人数 ネ. 生化学的検査(I)判断料 1,440円×実施人数 ノ. 末梢血液一般(RBC、Hb、Hct) 220円×実施人数 ハ. 血液学的検査判断料 1,250円×実施人数 ヒ. ヘモグロビンA1c 500円×実施人数 フ. 12誘導心電図 1,300円×実施人数 ヘ. 眼底 560円×実施人数 ホ. β2マイクログロブリン 1,150円×実施人数 マ. LP(a) 1,200円×実施人数 ミ. アポ蛋白 1,000円×実施人数 ム. HBs抗原 290円×実施人数 メ. HCV抗体 1,200円×実施人数 ただし、エ. からヌ. までについて、1 回に採取した血液を用いて5項目以上 行う場合は、上記の金額にかかわら ず、項目数に応じて次に掲げる金額に より算定する。 a. 5項目以上7項目以下の場合 1,000円×実施人数 b. 8項目以上9項目以下の場合 1,090円×実施人数 c. 10項目以上の場合 1,290円×実施人数 また、高齢者の医療の確保に関する 法律に基づく健康診査で実施する項 目は、算定の対象にしない。		

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康 管理 事業		なお、エ. からヌ. までについて、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査で実施する項目とあわせて、1回に採取した血液を用いて5項目以上行うときは、次に掲げる金額により算定する。ただし、項目数が5項目以上7項目以下である場合は、実施人数にかかわらず、算定を行わない。 a. 健康診査で実施する項目を含めた項目数が8項目以上9項目以下の場合 90円×実施人数 b. 健康診査で実施する項目を含めた項目数が10項目以上の場合 290円×実施人数		
		(4) 健康診査後の指導 環境大臣と協議して承認を得た額	健康診査事業を行うために必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
		(5) 健康診査結果集計・解析還元体制整備費 環境大臣と協議して承認を得た額		
	2. 健康教室事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
	3. 訪問保健指導事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
事業	4. メンタルヘルス・ケア事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
	5. 地域健康管理従事者研修事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
医療事業	1. 給付事業費(下記2にかかる経費を除く。)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費、療養手当及び陸島加算の給付に必要な扶助費	10分の8
	2. 給付事業費(医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者であって、当該者が救済措置への申請をせず、水俣病被害者手帳に切り替えた場合にかかる経費のうち環境大臣の定める経費)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費及び療養手当の給付に必要な扶助費	2分の1
	3. 運営事務費(以下4にかかる経費を除く。)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報酬費、旅費、負担金、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役員費(通信運搬費、手数料、広告費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の8
	4. 運営事務費(医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者であって、当該者が救済措置への申請をせず、水俣病被害者手帳に切り替えた場合にかかる経費のうち環境大臣の定める経費)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報酬費、旅費、負担金、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役員費(通信運搬費、手数料、広告費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
申請者医療事業	1. 保留者医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	申請者医療事業実施基準第二条第一号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費、研究治療手当、陸島手当、精密検診手当、はり・きゅう・マッサージ施術費及び研究治療介護手当の経費	2分の1
	2. 申請者医療研究費	同上	申請者医療事業実施基準第二条第二号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費及びはり・きゅう施術費の経費	

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
公害医療事業	1. 医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	公害に係る疾病の医学上の研究に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
水俣病検査機器整備事業	1. 一般検査検査機器 ・X線診断装置 ・偏光顕微鏡検査装置 ・水銀測定装置 ・検体解析機器 2. 神経内科神経検査機器 ・脳波検査機器 ・神経・筋検査機器 ・運動機能分析機器 3. 耳鼻咽喉科検査機器 ・平衡機能検査機器 ・聴力検査機器 ・音声言語検査機器 ・臭覚味覚検査機器 4. 眼科検査機器 ・眼底運動測定装置 ・眼底屈折測定装置 ・視野屈折測定装置 5. 病理検査機器 ・顕微鏡 ・標本包埋機切装置 6. その他	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる品目を整備するために必要な備品購入費、保守料	2分の1

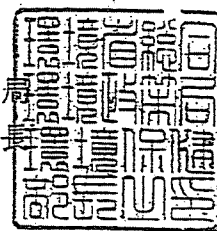
(別表5)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業	1. 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業費	(1) 地域生活支援事業 環境大臣と協議して承認を得た額 (2) 地域生活支援施設に係る機能整備・運営事業 環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	10分の8
	2. 高齢者等の在宅支援事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	3. 地域コミュニティ推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	4. 福祉対策推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
水俣病発生地域再生・融和推進事業	1. 慰霊・もやい直し推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	定額
	2. 地域間交流等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の8
	3. 環境学習等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	4. 次世代育成支援事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	5. フィールドミュージアム事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	

平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 殿

環境省総合環境政策局
環境保健部長



「水俣病総合対策実施要領」の一部改正について

「水俣病総合対策実施要領」（平成 8 年 1 月 12 日付け環保企第 14 号環境保健部長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 5 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

1. 第 26 項を第 28 項とし、第 25 項を第 27 項とする。
2. 第 24 項を次のように改め、同項を第 26 項とする。

26 経過措置

平成 22 年 5 月 1 日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、第 20 項第 5 号若しくは第 22 項第 3 号により救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、第 20 項第 3 号の申請をした者に対し、第 20 項第 1 号若しくは第 22 項第 1 号イ若しくは同号ウに該当しないことを理由として救済措置対象者若しくは療養費対象者とししない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

3. 第 23 項を次のように改め、同項を第 25 項とする。

25 国の補助

国は、予算の範囲内において、関係県市がこの事業のために支出した費用に対し、その 10 分の 8（健康管理事業にかかる経費、医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに療養費対象者が、改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者のうち平成 17 年 10 月 31 日以前に保

健手帳の交付を受けた者である場合であって、当該者が第22項第3号アにより水俣病被害者手帳を交付された場合、その者にかかる療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の経費のうち環境大臣の定める経費についてはその2分の1)を補助するものとする。

4. 第22項中「保健手帳の交付を受けようとする者」を「救済措置対象者若しくは療養費対象者」に改め、同項を第24項とする。
5. 第21項の次に次の2項を加える。

22 療養費対象者

(1) 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第20項第5号の救済措置対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。

ア 平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者であって、第20項第3号の申請を行わず療養費の支給のみを求めるもの。この場合、関係県知事にその旨を申請しなければならない。

イ 第20項第3号の申請をし、救済措置対象者とならなかった者のうち、第20項第1号ア又はイのいずれかに該当することにより過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、別に定める水俣病にもみられる神経症状（その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」という。）を有すると認められるもの（医療手帳交付者を除く。）。

ウ 療養費対象者となることを求め、関係県知事にその旨を申請し、第3号ウにより認められた者（第20項第4号の規定は、この申請をした者について準用する。この場合において「救済措置の対象」とあるのは「療養費の対象」と読み替えるものとする。）。

(2) 第14項第2号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。

(3) 関係県知事は、次に定める要件に該当すると認めた場合は、療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

ア 第1号アの申請を受理し、これを認めたとき

イ 第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号に該当しないことを理由として救済措置対象者とならなかった者について、併せて、当該申請をした者が第1号イに該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

ウ 第1号ウの申請を受理し、第1号イの要件に該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

(4) 関係県知事は、前号イ又はウの審査を行うに当たっては、あらかじめ、第

20項第6号の判定検討会の意見を聴かなければならない。

- (5) 第15項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、同項第4号中「療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当」とあるのは「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。
- (6) 第20項第10号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項同号中「裁判所所見に基づく一時金等対象者」とあるのは「裁判所所見に基づく療養費対象者」と、「本項の救済措置対象者」とあるのは「本項の療養費対象者」と、「救済措置対象者に対する支給」とあるのは「療養費対象者に対する支給」と読み替えるものとする。

23 療養費対象者に対する支給

- (1) 第16項、第17項、第19項第1号及び第3号並びに第21項第2号及び第3号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号並びに第18項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、第19項第3号中「療養費及び療養手当」とあるのは「療養費」と、第21項第2号中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置の対象となる症状」とあるのは「指定症状」と、第16項第3号中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。
- (2) 療養費対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

6. 第19項から第21項を削除し、第18項を第19項とする。

7. 第19項の次に次の2項を加える。

20 救済措置対象者

- (1) 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のう

ち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳交付者を除く。）であると認められるものとする。

ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に1年以上居住していたため、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県の地域に限る。）に1年以上居住していたため、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和43年12月31日以前に対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に1年以上居住していなかった者であっても、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者（母体を經由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含む。以下同じ。）又は昭和40年12月31日以前に対象地域（新潟県の地域に限る。）に1年以上居住していなかった者であっても、阿賀野川の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者

(2) 第14項第2号の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。

(3) 救済措置の対象となることを求める者は、関係県知事にその旨を申請しなければならない。

(4) 前号の申請には、次の書類を添付しなければならない。

ア 過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があることを証する資料。ただし、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料があるときは、その旨を申し出ることにより、本資料の提出に代えることができる。

イ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が指定する医療機関の医師の診断書（以下「検査所見書」という。）。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、検査所見書の提出に代えることができる。

ウ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が定める要件に該当する専門医の所定の記載事項を満たす診断書（以下「提出診断書」という。）。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、提出診断書の提出に代えることができる。また、提出診断書を提出しない旨を申し出た者、提出診断書を提出しない旨の申し出をせず3ヶ月以内に提出のなかった者にあつては、提出することを要しない。

(5) 関係県知事は、第3号の申請を受理したときは、審査し、第1号の要件に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

- (6) 関係県知事は、前号の審査を行うにあたっては、あらかじめ、学識経験者からなる判定検討会の意見を聴かなければならない。なお、判定検討会の委員は、原則として、判定を受けられる個々人の検査所見書又は提出診断書を作成した医師を選任しないこととするが、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認めることとする。この場合は、当該委員が作成した診断書を用いた判定には参加できないこととし、この判定には、別途選任する臨時委員が参加できることとする。
- (7) 判定検討会は、関係県知事から意見を聴かれたときは、第1号の要件に該当するかどうかについては、検査所見書及び提出診断書を総合して判断し意見を述べるものとする。ただし、提出診断書を提出することを要しないとされる者の申請に係る場合にあっては、検査所見書により判断し、意見を述べるものとする。
- (8) 第3号の申請に対して第5号の審査を受けた者は、再度、第3号の申請をすることができない。ただし、判定検討会において、提出された検査所見書又は提出診断書のみでは救済措置の対象となる症状が認められない者であっても、家族の中に既に水俣病に係る認定を受けた者がいるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たすと判定検討会が認める者にあっては、再度、検査所見書又は提出診断書の追加提出を受け付け、第5号の審査を受けることができることとする。
- (9) 第15項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と読み替えるものとする。
- (10) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所見（平成22年3月15日。以下「裁判所所見」という。）に基づく一時金等対象者となった者は、本項の救済措置対象者とみなし、次項の支給を受けることができるものとする。

2.1 救済措置対象者に対する支給

- (1) 第16項から第19項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と、第18条第1号及び第19条第2号中「23, 500円」とあるのは「17, 700円」と、「21, 200円」とあるのは「15, 900円」と、「17, 200円」とあるのは「12, 900円」と読み替えるものとする。
- (2) 関係県知事は、救済措置対象者のうち、離島（島外の医療機関への交通手

段が船舶又は航空機以外にない島をいう。)に居住する者が、救済措置の対象となる症状に関連して、島外の医療機関等に通院して健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けたときは、その者に対し、離島加算を支給する。

(3) 離島加算は、月を単位として支給するものとし、一月につき1,000円を限度とする。

(4) 救済措置対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費、療養手当又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う(ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。)

8. 第17項(1)中「医療手帳交付者(第18項第1号に掲げる者を除く。)」を「医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)」に改め、同項を第18項とする。

9. 第16項(1)中「医療手帳交付者(第18項第1号に掲げる者を除く。)」を「医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)」に改め、同項を第17項とする。

10. 第15項(1)中「規定による療養」の後に「(妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。)」を加え、同項(2)中「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」を「診療報酬の算定方法(平成22年厚生労働省告示第69号)」に、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成22年厚生労働省告示第74号)」に改め、同項を第16項とする。

11. 第14項(1)中「第13項第2号ウからカまでに該当するとき。」を「第14項第2号ウからカまでに該当するとき。」に改め、同項を第15項とする。

12. 第13項(1)中「四肢末端の感覚障害」を「四肢末梢優位の感覚障害」に改め、同項(2)ア中「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)」を「補償法」に改め、同項を第14項とする。

13. 第6項から第12項を一項ずつ繰り下げる。

14. 第5項中「対象者」の後に「(健康不安者のフォローアップの対象者を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同項を第6項とする。

15. 第5項として次の項を加える。

5 健康不安者のフォローアップの対象者

次の要件のいずれかに該当する者は、前二項の要件に関わらず健康管理事業の対象者とする。

ア 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）第5条に基づく救済措置（以下単に「救済措置」という。）の申請を行った者で、救済措置又は特措法第6条に規定する水俣病被害者手帳のいずれの対象にも該当しないとされた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

イ 平成22年5月1日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定（以下単に「水俣病に係る認定」という。）の申請を行っている者で、救済措置の受付が終了した後に水俣病に係る認定を行わない旨の通知を受けた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあっては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあっては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

16. 附則第1項及び第2項を削り、次のように改める。

- 1 第20項第3号及び第22項第1号アの申請については、平成22年5月1日から受付を開始するものとする。
- 2 改正前の要領に基づく保健手帳の交付の申請については、平成22年7月31日に終了するものとする。保健手帳の交付に係る一連の手続きは改正前の要領に従うこととするが、申請者が改正前の要領に定める保健手帳の交付の対象に該当した場合は、保健手帳ではなく水俣病被害者手帳を交付することとする。なお、平成22年5月1日以降に保健手帳の交付の申請を行う者については、第20項第3号の申請と重複して申請できないものとする。
- 3 第22項第1号アの申請については、平成22年7月末日を目途に終了するものとする。

- 4 第20項第3号の申請については、平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者及び水俣病に係る認定の申請を行っている者で、これらに代えて同号の申請を行おうとする者については、関係県知事は、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、救済措置対象者及び療養費対象者を確定して救済を行うこととする。その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末までの申請の状況を、水俣病被害者団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。

環 保 企 第 1 4 号
平 成 8 年 1 月 1 2 日
環 保 企 第 8 1 号
一部改正平成11年3月25日
環 保 企 第 8 4 号
一部改正平成12年3月27日
環 保 企 第 8 5 2 号
一部改正平成13年9月26日
環 保 企 第 2 7 5 号
一部改正平成15年3月24日
環 保 企 発 第 050929004 号
一部改正平成17年9月29日
環 保 企 発 第 060324005 号
一部改正平成18年3月24日
環 保 企 発 第 060925002 号
一部改正平成18年9月25日
環 保 企 発 第 070326013 号
一部改正平成19年3月26日
環 保 企 発 第 080328009 号
一部改正平成20年3月28日
環 保 企 発 第 100430004 号
一部改正平成22年4月30日

水俣病総合対策実施要領

第1章 総則

1 通則

水俣病総合対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく健康管理事業及び医療事業の実施については、要綱に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

第2章 健康管理事業

2 実施主体

実施主体は、新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市（以下「関係県市」という。）とする。

3 対象地域

健康管理事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があったと認められる地域として関係県市の長が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

4 対象者

健康管理事業の対象者は、熊本県又は鹿児島県にあつては昭和43年12月31日以前に、新潟県にあつては昭和40年12月31日以前に県が定める地域に居住することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であつて、現在も対象地域に居住している者とする。

5 健康不安者のフォローアップの対象者

次の要件のいずれかに該当する者は、前二項の要件に関わらず健康管理事業の対象者とする。

ア 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）第5条に基づく救済措置（以下単に「救済措置」という。）の申請を行った者で、救済措置又は特措法第6条に規定する水俣病被害者手帳のいずれの対象にも該当しないとされた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあつては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあつては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

イ 平成22年5月1日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定（以下単に「水俣病に係る認定」という。）の申請を行っている者で、救済措置の受付が終了した後に、水俣病に係る認定を行わない旨の通知を受けた者のうち、熊本県及び鹿児島県にあつては昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県にあつては昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する者

6 健康診査

(1) 健康診査の実施

関係県市は、対象者（健康不安者のフォローアップの対象者を含む。以下この章において同じ。）に対し、メチル水銀による健康影響に関する健康診査を実施するものとする。

(2) 健康診査後の指導

関係県市は、健康診査の結果、指導又は医療の必要があると判定された者に対し、生活上

及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。

(3) 既存制度の活用

前二号の事業を、既存の健康診査制度を活用して実施する場合、健康診査制度と本事業とが重複する内容については、既存の健康診査制度を活用することとする。

7 健康教室

関係県市は、健康増進を目的とした講習会や行事等の健康教室を開催することができる。ただし、講習会や行事毎の参加者は、対象者が過半数を占めるものとする。

8 訪問保健指導

関係県市は、対象者のうち、その心身の状況や、置かれている環境などで療養上の訪問保健指導が必要と認められる者及びその家族に対し、保健師等が家庭を訪問し、生活上及び療養上の指導又は医療機関への受診の指導を行うことができる。ただし、健康増進法あるいは介護保険法に基づく訪問指導を受ける場合を除く。

9 メンタルヘルス・ケア

関係県市は、対象者に対し、心の健康増進に資することを主眼として、精神保健福祉士や臨床心理技術者等の専門家による個別ケアを行うことができる。

10 地域健康管理従事者研修

関係県市は、地域健康管理従事者研修を実施し、健康管理事業に従事する者の養成及び資質の向上を図ることができる。

11 市町村等関係機関の協力

関係県市は、健康管理事業を実施するに当たり、関係市町村の協力を得て、地域の実情に応じた形で実施するものとする。

第3章 医療事業

12 実施主体

実施主体は、新潟県、熊本県及び鹿児島県（以下「関係県」という。）とする。

13 対象地域

医療事業の対象地域は、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露の可能性があり、水俣病患者が多発した地域として関係県知事が定める地域（以下この章において「対象地域」という。）とする。

14 医療手帳の交付の対象

- (1) 医療手帳の交付の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者であって水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害（その原因が明らかであるものを除く。以下「特定症候」という。）を有すると認められるものとする。

ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和43年12月31日以前に、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者であって関係県知事が適当と認める者

- (2) 前号の規定にかかわらず、次の者については、医療手帳の交付の対象としない。

ア 旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「救済法」という。）第3条第1項又は水俣病に係る認定を受けた者（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）第5条第1項の規定により補償法による認定を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）

イ 水俣病にもみられる症状に関して損害賠償を得た者

ウ 水俣病に係る認定の申請をしている者

エ 水俣病に係る認定に関する処分について不服申立てをしている者

オ 水俣病に係る認定に関する処分の取消の訴えを提起している者

カ 水俣病にもみられる症状に関して損害賠償を求める行為をしている者

15 医療手帳の失効

医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）が、次の要件のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。失効した医療手帳は速やかに関係県知事に返還しなければならない。

- (1) 第14項第2号ウからカまで該当するとき。

- (2) 特定症候の原因が明らかになったとき。

- (3) 死亡したとき。

- (4) 偽りその他不正の手段により療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当の支給を受けたとき。

16 療養費の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に

よる被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下本項において同じ。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）において特定症候に関連して医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養（妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。）を受けたときは、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として療養費を支給する。ただし、法令により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- (2) 前号の療養費の額は、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。
- (3) 医療手帳交付者は、医療機関等で特定症候に関連して療養を受けようとするときは、当該医療機関等に医療手帳を提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときはこの限りでない。
- (4) 関係県知事は、医療手帳交付者が医療機関等で療養を受けた場合には、療養費として当該対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該療養に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- (5) 前号の規定による支払いがあったときは、当該医療手帳交付者に対し、療養費の支給があったものとみなす。
- (6) 療養費は月を単位として支給するものとする。

17 はり・きゅう施術・温泉療養費の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者（第19項第1号に掲げる者を除く。）が特定症候に関連して、はり師又はきゅう師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭

- 和22年法律第217号)により免許を受けたはり師又はきゅう師に限る。以下同じ。)から、はり又はきゅうの施術(前項の療養費の支給の対象となる施術を除く。)を受けたとき及び温泉療養を行ったときは、その者に対し、はり・きゅう施術・温泉療養費を支給する。
- (2) はり・きゅう施術・温泉療養費は、月を単位として支給するものとし、一月につき7,500円を限度とする。

18 療養手当の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者(第19項第1号に掲げる者を除く。)が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。

ア その月において健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養に限る。)又は第3号の指定介護療養施設サービスを受けることを要した者

1月につき23,500円

イ その月において健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けることを要した者(アに掲げる者を除く。)

次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

① その者が70歳以上である場合 1月につき21,200円

② その者が70歳未満である場合 1月につき17,200円

- (2) 療養手当は、月を単位として支給するものとする。

19 在外の医療手帳交付者に対する療養費等の支給

- (1) 関係県知事は、医療手帳交付者(日本国内に居住地及び現在地を有しない者であつて、居住国の医療機関において療養を受けたとき(医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。)に支払った費用について、支給を希望する者のうち、関係県知事が療養費を支給することが適当であるとあらかじめ認めた者に限る。)が特定症候に関連して療養を受けたときは、その者に対し、次に掲げる額を限度として、療養費(自己負担した額に限る。)を支給する。

ア 健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施設療養に限る。)又は第3号の指定介護療養施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき

1月につき50,000円

イ 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保健法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス(緊急時施

設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス(アに掲げる療養又はサービスを除く。)を受けたとき

1年につき75,000円

- (2) 関係県知事は、前号に掲げる者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。

ア その月において前号アに掲げる療養又はサービスを受けることを要した者

1月につき23,500円

イ その月において前号イに掲げる療養又はサービスを受けることを要した者(アに掲げる者を除く。)

①その者が70歳以上である場合 1月につき21,200円

②その者が70歳未満である場合 1月につき17,200円

- (3) 前二号に掲げる療養費及び療養手当は、月を単位に取りまとめて、支給するものとする。

20 救済措置対象者

- (1) 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者(医療手帳交付者を除く。)であると認められるものとする。

ア 昭和43年12月31日以前に、対象地域(熊本県又は鹿児島県の地域に限る。)に1年以上居住していたため、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域(新潟県の地域に限る。)に1年以上居住していたため、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

イ 昭和43年12月31日以前に対象地域(熊本県又は鹿児島県の地域に限る。)に1年以上居住していなかった者であっても、水俣湾若しくはその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者(母体を經由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含む。以下同じ。)又は昭和40年12月31日以前に対象地域(新潟県の地域に限る。)に1年以上居住していなかった者であっても、阿賀野川の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者

- (2) 第14項第2号の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同号中「医療手帳の交付の対象」とあるのは、「救済措置の対象」と読み替えるものとする。

- (3) 救済措置の対象となることを求める者は、関係県知事にその旨を申請しなければならない。

- (4) 前号の申請には、次の書類を添付しなければならない。

ア 過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があることを証する資料。ただし、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料があるときは、その旨を申し出ることにより、本資料の提出に代えることができる。

イ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が指定する医療機関の医師の診断書

(以下「検査所見書」という。)。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、検査所見書の提出に代えることができる。

ウ 救済措置の対象となる症状についての関係県知事が定める要件に該当する専門医の所定の記載事項を満たす診断書（以下「提出診断書」という。）。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の診断書があるときは、その旨を申し出ることにより、提出診断書の提出に代えることができる。また、提出診断書を提出しない旨を申し出た者、提出診断書を提出しない旨の申し出をせず3ヶ月以内に提出のなかった者にあつては、提出することを要しない。

- (5) 関係県知事は、第3号の申請を受理したときは、審査し、第1号の要件に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。
- (6) 関係県知事は、前号の審査を行うにあつては、あらかじめ、学識経験者からなる判定検討会の意見を聴かなければならない。なお、判定検討会の委員は、原則として、判定を受けられる個々人の検査所見書又は提出診断書を作成した医師を選任しないこととするが、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認めることとする。この場合は、当該委員が作成した診断書を用いた判定には参加できないこととし、この判定には、別途選任する臨時委員が参加できることとする。
- (7) 判定検討会は、関係県知事から意見を聴かれたときは、第1号の要件に該当するかどうかについては、検査所見書及び提出診断書を総合して判断し意見を述べるものとする。ただし、提出診断書を提出することを要しないとされる者の申請に係る場合にあっては、検査所見書により判断し、意見を述べるものとする。
- (8) 第3号の申請に対して第5号の審査を受けた者は、再度、第3号の申請をすることができない。ただし、判定検討会において、提出された検査所見書又は提出診断書のみでは救済措置の対象となる症状が認められない者であっても、家族の中に既に水俣病に係る認定を受けた者がいるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たすと判定検討会が認める者にあっては、再度、検査所見書又は提出診断書の追加提出を受け付け、第5号の審査を受けることができることとする。
- (9) 第15項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と読み替えるものとする。
- (10) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所見(平成22年3月15日。以下「裁判所所見」という。)に基づく一時金等対象者となった者は、本項の救済措置対象者とみなし、次項の支給を受けることができるものとする。

21 救済措置対象者に対する支給

- (1) 第16項から第19項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号、第18項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と、第18条第1号及び第19条第2号中「23,500円」とあるのは「17,700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200円」とあるのは「12,900円」と読み替えるものとする。
- (2) 関係県知事は、救済措置対象者のうち、離島（島外の医療機関への交通手段が船舶又は航空機以外にない島をいう。）に居住する者が、救済措置の対象となる症状に関連して、島外の医療機関等に通院して健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けたときは、その者に対し、離島加算を支給する。
- (3) 離島加算は、月を単位として支給するものとし、一月につき1,000円を限度とする。
- (4) 救済措置対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費、療養手当又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

22 療養費対象者

- (1) 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第20項第5号の救済措置対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。
- ア 平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者であって、第20項第3号の申請を行わず療養費の支給のみを求めるもの。この場合、関係県知事にその旨を申請しなければならない。
- イ 第20項第3号の申請をし、救済措置対象者とならなかった者のうち、第20項第1号ア又はイのいずれかに該当することにより過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、別に定める水俣病にもみられる神経症状（その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」という。）を有すると認められるもの（医療手帳交付者を除く。）。
- ウ 療養費対象者となることを求め、関係県知事にその旨を申請し、第3号ウにより認められた者（第20項第4号の規定は、この申請をした者について準用する。この場合において「救済措置の対象」とあるのは「療養費の対象」と読み替えるものとする。）。
- (2) 第14項第2号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同号中「医

療手帳の交付の対象」とあるのは、「療養費の対象」と読み替えるものとする。

- (3) 関係県知事は、次に定める要件に該当すると認めた場合は、療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。

ア 第1号アの申請を受理し、これを認めたとき

イ 第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号に該当しないことを理由として救済措置対象者とならなかった者について、併せて、当該申請をした者が第1号イに該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

ウ 第1号ウの申請を受理し、第1号イの要件に該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認めたとき

- (4) 関係県知事は、前号イ又はウの審査を行うに当たっては、あらかじめ、第20項第6号の判定検討会の意見を聴かなければならない。

- (5) 第15項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、同項第2号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、同項第4号中「療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当」とあるのは「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。

- (6) 第20項第10号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項同号中「裁判所所見に基づく一時金等対象者」とあるのは「裁判所所見に基づく療養費対象者」と、「本項の救済措置対象者」とあるのは「本項の療養費対象者」と、「救済措置対象者に対する支給」とあるのは「療養費対象者に対する支給」と読み替えるものとする。

23 療養費対象者に対する支給

- (1) 第16項、第17項、第19項第1号及び第3号並びに第21項第2号及び第3号の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、第16項第1号及び同項第3号から第5号まで、第17項第1号並びに第18項第1号中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、第16項第1号及び第3号、第17項第1号並びに第19項第1号中「特定症候」とあるのは「指定症状」と、第19項第3号中「療養費及び療養手当」とあるのは「療養費」と、第21項第2号中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置の対象となる症状」とあるのは「指定症状」と、第16項第3号中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。

- (2) 療養費対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3ヶ月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3ヶ月後の月より行う（ただし、当該医療事業及び要綱に定める申請者医療事業により既に同様の支給を受けている場合はこの限りでない。）。

24 報告の徴収等

関係県知事は、この要領を施行するため必要があると認めるときは、救済措置対象者若しくは療養費対象者、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費若しくは療養手当の支給を受け、若しくは受けようとする者又はその者が療養を受けた医療機関等若しくはその者がはり若しくはきゅうの施術を受けたはり師若しくはきゅう師若しくはその者が温泉療養を行った施設に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

第4章 雑則

25 国の補助

国は、予算の範囲内において、関係県市がこの事業のために支出した費用に対し、その10分の8（健康管理事業にかかる経費、医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに療養費対象者が、改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者のうち平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者である場合であって、当該者が第22項第3号アにより水俣病被害者手帳を交付された場合、その者にかかる療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費の経費のうち環境大臣の定める経費についてはその2分の1）を補助するものとする。

26 経過措置

平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、第20項第5号若しくは第22項第3号により救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、第20項第3号の申請をした者に対し、第20項第1号若しくは第22項第1号イ若しくは同号ウに該当しないことを理由として救済措置対象者若しくは療養費対象者とししない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

27 関係者の留意事項

環境省及び関係県市は、要綱及びこの要領の施行に当たって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮するよう、関係者に対してもその旨指導するものとする。

28 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

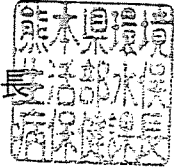
附則

- 1 第20項第3号及び第22項第1号アの申請については、平成22年5月1日から受付を開始するものとする。
- 2 改正前の要領に基づく保健手帳の交付の申請については、平成22年7月31日に終了するものとする。保健手帳の交付に係る一連の手続きは改正前の要領に従うこととするが、申請者が改正前の要領に定める保健手帳の交付の対象に該当した場合は、保健手帳ではなく水俣病被害者手帳を交付することとする。なお、平成22年5月1日以降に保健手帳の交付の申請を行う者については、第20項第3号の申請と重複して申請できないものとする。
- 3 第22項第1号アの申請については、平成22年7月末日を目途に終了するものとする。
- 4 第20項第3号の申請については、平成22年5月1日において改正前の要領に基づく保健手帳の交付を受けている者及び水俣病に係る認定の申請を行っている者で、これらに代えて同号の申請を行おうとする者については、関係県知事は、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、救済措置対象者及び療養費対象者を確定して救済を行うこととする。その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末までの申請の状況を、水俣病被害者団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。

水俣保第192号
平成22年7月15日

各県医師会 会長 様

熊本県環境生活部水俣病保健課長



水俣病被害者手帳の交付開始について（お知らせ）

平素から、水俣病対策の推進につきまして御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

熊本県では、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）に基づき、下記の交付対象者に対し、平成22年7月末から順次水俣病被害者手帳の交付を開始することとしています。

つきましては、御多忙のおり大変恐縮ですが、貴医師会所属の医療機関等へ対し、下記留意事項について、周知いただきますよう御協力をお願いします。

なお、水俣病被害者手帳の制度及び手続等に関して御不明な点がございましたら、下記まで御連絡いただきますよう併せてお願いします。

記

1 交付対象者

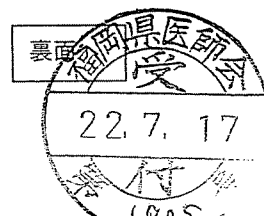
- （1）法律に基づき一時金等給付申請を行い、救済措置対象者（療養手当有り）又は療養費対象者（療養手当無し）として決定された者
- （2）現在保健手帳所持者であって、水俣病被害者手帳への切替を希望した者

2 効力開始日

手帳に記載する効力開始日（交付した翌月の1日）より

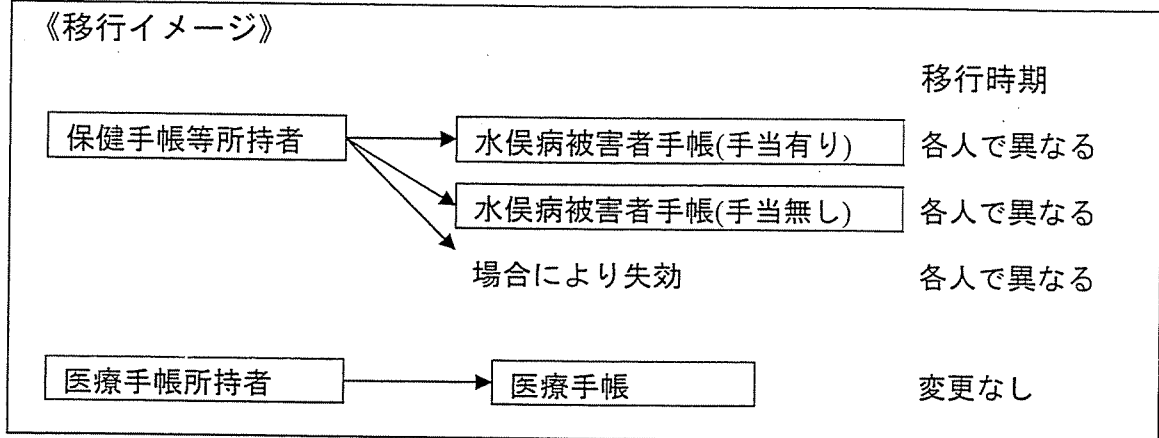
3 留意事項

- （1）患者様が水俣病被害者手帳（白色）を持参された場合は、本手帳に記載されている公費負担者番号と受給者番号により御請求ください。
- （2）水俣病被害者手帳（白色）を持参された方が所持されていた保健手帳(青色)又は水俣病認定申請者医療手帳(黄色)は、失効しています。
受給者番号等が異なりますので、失効した保健手帳等の受給者番号等では請求しないよう十分御注意ください。
- （3）現在、保健手帳を所持されている方については、今後順次水俣病被害者手帳を交付する予定ですが、当分の間は、保健手帳（青色）をそのままお持ちの方もいます。
お手数ですが、窓口等で手帳の種類を御確認いただき、公費負担者番号や受給者番号の記載間違いがないよう御注意ください。



なお、医療手帳（オレンジ）については、変更ありません。今後もこれまでどおり御請求ください。

（参考１）



（参考２）

手帳種類 (色)	公費負担者番号(8桁)		受給者番号(7桁)
水俣病被害者手帳 (白) (療養手当無し)	医療	5 1 4 3 3 0 2 7	9 0 0 0 0 0 0
	介護	8 8 4 3 3 0 2 4	
水俣病被害者手帳 (白) (療養手当有り)	医療	5 1 4 3 3 0 1 9	8 0 0 0 0 0 0
	介護	8 8 4 3 3 0 1 6	
保健手帳 (青)	医療	5 1 4 3 3 0 2 7	7 0 0 0 0 0 0
	介護	8 8 4 3 3 0 2 4	
医療手帳 (オレンジ)	医療	5 1 4 3 3 0 1 9	6 0 0 0 0 0 0
	介護	8 8 4 3 3 0 1 6	
水俣病認定申請者 (黄) 医療手帳	医療	5 1 4 3 3 0 3 5	2 0 0 0 0 0 0
	介護	8 8 4 3 3 0 3 2	

お問い合わせ先
 熊本県環境生活部
 水俣病保健課 審査給付班
 TEL:096-333-2284 (直通)
 FAX:096-382-3296

水俣病被害者手帳 見本

《療養手当あり》

◆ この水俣病被害者手帳は、全国の保険医療機関等で利用できます。詳しくは裏面をご覧ください。

◆ 対象とならない例として、正常分娩等の公的医療保険の適用外の診療、歯科診療、労災及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療が挙げられます。

◆ 介護サービスに係る公費負担者番号は「88433016」です。給付対象は医療系サービスのみです。詳細については、下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

熊本県環境生活部水俣病保健課

〒862-8570
熊本市水前寺6丁目18番1号
電話 096-333-2284

◆ この水俣病被害者手帳は、全国の保険医療機関等で利用できます。詳しくは裏面をご覧ください。

◆ 対象とならない例として、正常分娩等の公的医療保険の適用外の診療、歯科診療、労災及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療が挙げられます。

◆ 介護サービスに係る公費負担者番号は「88433024」です。給付対象は医療系サービスのみです。詳細については、下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

熊本県環境生活部水俣病保健課

〒862-8570
熊本市水前寺6丁目18番1号
電話 096-333-2284

水俣病被害者手帳

(水俣病総合対策医療事業)

公費負担者番号	5	1	4	3	3	0	1	9
受給者番号		8	0	0	0	0	2	8
受給者	住所	東〇〇〇〇〇〇〇〇						
	氏名	緒〇〇〇〇						
	生年月日	昭和 16 年 1 月 1 日						
効力開始日		平成 22 年 7 月 1 日						
発行機関及び印		熊本県 						
交付年月日		平成 22 年 6 月 18 日						

《療養手当なし》

水俣病被害者手帳

(水俣病総合対策医療事業)

公費負担者番号	5	1	4	3	3	0	2	7
受給者番号		9	0	0	0	0	2	7
受給者	住所	熊〇〇〇〇〇〇〇〇						
	氏名	桑〇〇〇〇						
	生年月日	昭和 17 年 1 月 1 日						
効力開始日		平成 22 年 7 月 1 日						
発行機関及び印		熊本県 						
交付年月日		平成 22 年 6 月 18 日						

手帳所持者へのお願い

- 1 保険医療機関等において療養を受ける場合、被保険者証、組合員証又は後期高齢者医療被保険者証に添えて、この水俣病被害者手帳を必ず窓口に提出してください。
- 2 はり・きゅう施術、温泉療養を受け、「はり・きゅう施術・温泉療養証明書」の記載を依頼する際は、この手帳を提示してください。
- 3 温泉療養費の支給対象となる温泉は、温泉法で定める温泉施設です。施設には、「温泉利用許可証」と「温泉成分分析証」が掲示してあります。
- 4 住所、氏名に変更があったときは、速やかに届けてください。
- 5 対象者でなくなったときは、この手帳を速やかに返還してください。
- 6 この手帳は紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚れたり又は紛失した場合は、届けてください。
- 7 この手帳を不正に使用した場合、受給資格がなくなります。
- 8 その他、水俣病被害者手帳に関する問い合わせについては、裏表紙<お問い合わせ先>まで御連絡ください。

手帳所持者へのお願い

- 1 保険医療機関等において療養を受ける場合、被保険者証、組合員証又は後期高齢者医療被保険者証に添えて、この水俣病被害者手帳を必ず窓口に提出してください。
- 2 はり・きゅう施術、温泉療養を受け、「はり・きゅう施術・温泉療養証明書」の記載を依頼する際は、この手帳を提示してください。
- 3 温泉療養費の支給対象となる温泉は、温泉法で定める温泉施設です。施設には、「温泉利用許可証」と「温泉成分分析証」が掲示してあります。
- 4 住所、氏名に変更があったときは、速やかに届けてください。
- 5 対象者でなくなったときは、この手帳を速やかに返還してください。
- 6 この手帳は紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚れたり又は紛失した場合は、届けてください。
- 7 この手帳を不正に使用した場合、受給資格がなくなります。
- 8 その他、水俣病被害者手帳に関する問い合わせについては、裏表紙<お問い合わせ先>まで御連絡ください。

各医療機関等へのお願い

本水俣病被害者手帳を所持する方の医療保険各法及び介護保険法による医療費の自己負担分（全額）及びはり・きゅう施術、温泉療養の際の自己負担分の一部が助成対象となります。

*医療費の請求手続について

医療費については、公費併用により、診療報酬明細書又は介護給付明細書に公費負担者番号を記載し、審査支払機関に請求してください。なお、所得区分はありません。

*他の制度(他の公費負担医療)の対象者について

水俣病被害者手帳を所持する方で、生活保護、更生医療等の適用により、この手帳による審査支払機関への請求が発生しない方から、療養手当や離島加算の申請に必要なため、証明書の記載依頼があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

*はり・きゅう施術、温泉療養に係る証明について

施術及び療養を受けた方から証明書の記載依頼があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

各医療機関等へのお願い

本水俣病被害者手帳を所持する方の医療保険各法及び介護保険法による医療費の自己負担分（全額）及びはり・きゅう施術、温泉療養の際の自己負担分の一部が助成対象となります。

*医療費の請求手続について

医療費については、公費併用により、診療報酬明細書又は介護給付明細書に公費負担者番号を記載し、審査支払機関に請求してください。なお、所得区分はありません。

*他の制度(他の公費負担医療)の対象者について

水俣病被害者手帳を所持する方で、生活保護、更生医療等の適用により、この手帳による審査支払機関への請求が発生しない方から、療養手当や離島加算の申請に必要なため、証明書の記載依頼があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

*はり・きゅう施術、温泉療養に係る証明について

施術及び療養を受けた方から証明書の記載依頼があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。